

建設工事に係る予定価格の積算内訳公表要領

制 定 平成 24 年 3 月 30 日

最終改正 令和 2 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、西宮市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の向上を図るため、予定価格の積算内訳（変更契約に係るものを除く。）の公表に関する事務について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 予定価格 西宮市契約規則（昭和 39 年西宮市規則第 26 号。以下「規則」という。）第 5 条の 2（規則第 15 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき算出した価格をいう。
- (2) 予定価格等 予定価格、規則第 6 条の 2（規則第 15 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき算出した最低制限価格、西宮市建設工事請負契約に係る低入札価格取扱要領（平成 23 年実施）第 3 条の規定に基づき算出した調査基準価格及び同要領第 5 条の規定に基づき算出した失格基準価格をいう。
- (3) 積算内訳 競争入札に付する又は見積書を徴取するときに定める予定価格の算出に用いた工事価格について、一定の範囲で定める項目ごとの名称及び金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）をいう。
- (4) 工事工種体系階層レベル 国土交通省により体系化された新土木工事積算大系の工事工種体系階層レベルをいう。
- (5) 公共建築工事内訳書標準書式 国土交通省により統一基準として示された内訳書の標準書式をいう。

(公表の対象工事)

第 3 条 積算内訳を公表する対象工事は、予定価格が 250 万円を超える工事（単価契約によるものを除く。）とする。ただし、事後の契約において予定価格等を容易に類推させ、入札又は見積り実施の目的を達成することができなくなる等、同種の契約事務の適正な遂行に著しい支障を生じるおそれがある場合は、これを公表しないものとする。

(公表の内容)

第 4 条 公表する内容は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める事項を明示した積算内訳とする。このうち、現場管理費及び一般管理費等については、いずれの場合に

においても一式計上した金額とする。

(1) 土木又は造園工事の場合

工事工種体系階層レベル1から3までに準じた工事区分、工種及び種別ごとの名称及び一式計上した金額。ただし、階層レベルの判断が困難な場合にあつては、レベル2に準じるものとする。

(2) 土木設備、プラント設備又は電気通信設備工事の場合

前号の場合に準じ、工事区分、工種、種別及び細別ごとの名称及び一式計上した金額。ただし、機器費については、種別において一式計上するものとする。

(3) 建築又は建築設備工事の場合

公共建築工事内訳書標準書式に準じた種目及び科目ごとの名称及び一式計上した金額。ただし、科目については、積算内容に応じて明示するものとする。

(公表の時期)

第5条 積算内訳の公表は、当該工事の契約締結後速やかに行うものとする。

(公表の方法)

第6条 積算内訳の公表は、工事ごとに第4条に定める事項を明示した書面（予定価格の積算内訳書をいう。以下「積算内訳書」という。）を財務局財務総括室契約管理課に設けた閲覧所（西宮市入札及び契約に係る情報の公表に関する要綱（平成13年）第3条に規定する閲覧所をいう。）において公衆の閲覧に供する方法で行うものとする。この場合において、積算内訳書は、原則として、本市の制限付き一般競争入札において入札参加者に提出を義務付けている「工事費内訳書」に準じた書式によるものとする。ただし、閲覧に供した積算内訳書の内容に関する問合せには回答しない。

(閲覧の期間)

第7条 閲覧の期間は、当該工事の契約を締結した日の属する年度及びその翌年度末日までとする。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から実施し、実施日以降に入札公告、指名又は見積書の徴取を行う契約について適用する。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から実施し、実施日以降に入札公告、指名又は見積書の徴取を行う契約について適用する。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から実施し、実施日以降に入札公告、指名又は見積書の徴取を行う契約について適用する。